

平成 16・06・10 会課第 5 号
平成 16 年 6 月 10 日
大臣官房会計課
改正：平成 18 年 7 月 3 日
改正：平成 20 年 6 月 6 日

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて

1. 基本的考え方

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の趣旨を勘案すれば、補助金等により取得した財産のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金適正化法施行令」という。）第 13 条に定める財産（以下「処分制限財産」という。）については、当該補助金等の交付の対象となる事務及び事業（以下「補助事業」という。）に供することが原則であり、その処分については慎重な対応を要する。

しかしながら、社会経済情勢の変化や補助事業者等自身における事情の変更により、処分制限財産について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する等の処分（以下「財産処分」という。）することを補助金適正化法第 22 条の規定により承認した方が補助金等の交付目的に資する、或いは、処分制限財産の有効活用に寄与すると認められる場合がある。このため、財産処分について、経済産業大臣（補助金適正化法第 26 条により事務を委任されている者も含む。以下「大臣等」という。）が承認を行うための基準を定めることとする。

2. 目的内使用について

（1）「目的内使用」の範囲

補助金適正化法第 22 条における「補助金等の交付の目的に反しない使用」とは、当該補助金等の交付決定の対象となった事業の目的を達成するため直接又は間接に必要と認められる事業（以下、「補助事業と関連する事業」という。）に使用することをいう。

例えば、技術開発補助金等における補助金適正化法施行令第 13 条第 4 号及

び第5号に定める財産（以下「制限物件等」という。）を、当該補助事業の成果の全部又は一部を製品化するために必要な技術開発（試作品をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。）や、当該補助金等の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発（基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない。）に供することは、目的内使用と考える。

執行原課は、交付要綱又は交付決定通知書に目的内使用として認められる用途を具体的に記載するよう努めるものとする。

（2）国庫納付の要否

目的内使用については、補助金適正化法第22条の規定により、各省各庁の長の承認及び国庫納付金は不要とする。

3．目的外使用（転用）の承認要件

（1）制限施設等の転用

施設等の目的自体の変更を伴う転用

補助金適正化法施行令第13条第1号から第3号までに定める財産（以下「制限施設等」という。）の目的自体の変更を伴う当該財産の全部又は一部の転用（貸付を含む。以下同じ。）を求める申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

一 制限施設等を維持する必要性が乏しくなり、かつ、近い将来においてその必要性が生じる見込みが乏しいと認められること。

または、制限施設等が試験研究施設その他の施設であって、試験研究の失敗等の事由により、当該施設を維持する意義が乏しくなったと認められること。

二 当該補助制度の目的と密接に関連する用途又は公益性の高い用途に転用されること。

注 国有財産特別措置法で譲与又は無償・低額貸付が認められる用途又

は無償貸付省令において無償貸付又は譲与を行うことが認められる用途については、公益性が高い用途とみなすことができる。

三 本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。

四 処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合には、交付要綱に基づき大臣等の承認を得る旨を約すること。

注 補助事業者等が地方公共団体又は独立行政法人の場合には、交付決定権者と当該地方公共団体又は当該独立行政法人が、第二号の趣旨を踏まえ協議して定めた用途に再転用する場合には、再転用した旨の届出を以て再転用の承認があったものとみなすことができる。

改装、付帯施設の設置、管理運営の効率化等のためにする制限施設等の転用

制限施設等の目的自体の変更を伴わず、制限施設等の目的を増進するため、改装を行い、付帯施設を設置し、又は第三者に貸し付ける等、制限施設等の改造・一部の目的変更を伴うことがある転用申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

一 転用後の用途、転用を行う範囲等を勘案して、当該転用を行うことにより当該施設等の本来の目的が達成されることについて相当の蓋然性があると認められること（必要最低限の範囲の転用に限る。）。

二 当該転用を行わないと当該施設等の目的が十全に達成されないおそれが現にあり、若しくは、近い将来に見込まれること。または、当該転用を行うことにより当該施設等の目的が増進されると認められること。

三 転用後の用途が風俗関連産業、射倖的産業等国費により取得した財産の用途として不適切であると認められるもの（以下、「不適切用途」という。）ではないこと。

四 本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。

五 処分制限期間中に新たな処分を行う場合には、交付要綱に基づき大臣等

の承認を得る旨を約すること。

注 次のいずれかの場合には、当該制限施設等に関する目的内使用として取り扱ってよいものとする。

- ・制限施設等の本来機能の維持回復、機能強化を図るための制限施設等の改造であると認められる場合。
- ・施設延べ床面積の概ね10%を超えない範囲(上限150平方メートル)について附帯施設(不適切用途の施設を除く。)の設置等を行う場合その他の当該一部転用が極めて軽微であると認められる場合。

(2) 制限物件等の転用

制限物件等の転用を求める申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

一 次のいずれかに該当すること

イ 当該制限物件等を当該補助事業者等又は第三者が実施する他の公費補助事業又は委託事業等(当該公費補助事業又は委託事業等と関連する事業を含む)に使用すること。

ロ 次の全ての要件を満たすこと。

a 補助事業又は補助事業と関連する事業(以下「補助事業等」という。)が終了(失敗を含む。)し、当該制限物件等を補助事業等に供する必要性が乏しくなった、又は供することが困難であると認められること。

b 当該補助制度の目的と密接に関連する事業に転用されること。但し、当該補助事業者等の事業の実態上、これが不可能であると認められる場合には、この限りではない。

注 補助制度の目的と密接に関連する事業とは、例えば、技術開発補助金等における制限物件等を当該補助事業の成果を用いた製品の生産活動に用いることや、当該補助制度の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発(基礎研究、応用研究、実用化等のいかなる段階にあるかを問わない。)に供することをいう。

二 本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。

三 処分制限期間中に新たな処分を行う場合には、交付要綱に基づき大臣等の承認を得る旨を約すること。

(3) 処分制限財産の一時的な転用

処分制限財産に関し、一時的な転用承認を求める申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

一 転用が処分制限財産の本来の目的の増進に寄与し、又は公益目的であると認められること。

注 例えば、財務省理財局通達により行政財産の使用収益ができる場合には、原則として、公益目的であると考えることができる。

二 転用がその本来の用途及び目的を妨げない限度であること。また、転用目的に応じた最小限の転用期間とすること。

注 転用期間は、原則として、1月以内とする（更新可能）。

三 転用の内容に補助事業者等以外の者による処分制限財産の管理が含まれる場合には、当該補助事業者等以外の者が当該管理を適切に行う能力を有していると認められること。

四 本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。

五 処分制限期間中に新たな処分を行う場合には、交付要綱に基づき大臣等の承認を得る旨を約すること。

4. 譲渡の承認要件

(1) 制限施設等の全部又は一部の譲渡

制限施設等の譲渡を求める申請については、次の 、 又は の場合毎にそれぞれの要件を満たす場合に承認することができる。

維持困難を理由とする全部又は一部の譲渡申請

次の一から三の全ての要件を満たすこと。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 制限施設等を維持する必要性が乏しくなり、かつ、近い将来においてその必要性が生じる見込みが乏しいと認められること。

ロ 試験研究施設その他の制限施設等であって、試験研究の失敗、事業の廃止等の事由により、当該制限施設等を維持する意義が乏しくなったと認められること。

ハ 補助事業者等の事業縮小、資金繰りの悪化等により補助事業者等が当該制限施設等を維持活用することが困難であると認められること。（キャッシュフロー計算書等資金繰りの悪化を示す証憑により判断する。）

二 譲渡範囲は譲渡を必要とする理由に照らし必要最小限度のものであること。また、譲渡後の当該施設等の利用目的が補助制度の目的と密接に関連する用途又は公益性の高い用途であること。

注 国有財産特別措置法で譲与又は無償・低額貸付が認められる用途又は無償貸付省令において無償貸付又は譲与を行うことが認められる用途については、特別の事情がない限り、公益性が高い用途であるとみなすことができる。

三 本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。

制限施設等の目的の増進のためにする一部譲渡申請

制限施設等の目的自体の変更を伴わず、施設の目的を増進するため、改装を行い、又は付帯施設を設置する等のための譲渡申請については、特別の事情がない限り、転用（第三者への賃借・借地等を含む。）により処理させるものとする。

管理運営の効率化を目的とする全部又は一部の譲渡申請

次の一から四の全ての要件を満たすこと。

一 当該制限施設等の用途が維持されること。

注 申請時に当該制限施設等を不特定又は多数の利用者の利用に供している場合には、原則として、承認後においても、申請時の利用者の相当部分が当該制限施設等を利用し続けることができることを要するものとする。

二 管理体制が相当程度効率化され、かつ、財務状態、信用度及び管理体制等を勘案して譲受人が制限施設等を適切に管理する能力を有すると認められること。

三 本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。

四 処分制限期間中に新たな処分又は使用方法をする場合には、交付要綱に基づき大臣等の承認を得る旨、譲受人に対して条件を課すこと。

(2) 制限物件等の譲渡

制限物件等の譲渡を求める申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第三者が実施する他の公費補助事業又は委託事業等(当該公費補助事業又は委託事業等と関連する事業を含む)に使用すること。

ロ 次の全ての要件を満たすこと。

a 補助事業等が終了(失敗を含む。)し、当該制限物件等を補助事業等に供する必要がなくなった、又は供することが困難であると認められること。

または、補助事業者等の資金繰りの悪化その他の事由により当該補助事業者等が当該物件を有効に利用して補助事業等を実施することが困難であると認められること。

b 譲受人において補助事業等に供されることが見込まれること。

二 本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。

5．交換の承認要件

4．（譲渡）に準じて判断する。

6．担保権設定の承認要件

（1）制限施設等に対する担保権設定

制限施設等に対する抵当権その他の担保権設定を求める申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

- 一 補助事業者等の資金繰りの悪化により、制限施設等に対する担保権設定を認めなければ、補助事業者等が経営を維持できないと認められること。
- 二 制限施設等に対する担保権設定を認めないこととした場合には、競売等により制限施設等が補助金等の交付の目的に従って利用されなくなるおそれがあること。
- 三 担保権が実行され、制限施設等が交付事業等に供されないこととなった場合には、本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国庫に納付する旨を約すること。
- 四 必要最小限の範囲であること。

（2）制限物件等に対する担保権設定

制限物件等に対する譲渡担保その他の担保権設定を求める申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

- 一 補助事業等を実施する資金が不足していると認められること。
- 二 制限物件等に対する担保権設定により得られた資金の相当部分は、補助事業等に供されること。
- 三 担保権が実行され、制限物件等が補助事業等に供されないこととなった場合には、本規程で定める国庫納付額の算定方法に基づき算定される金額を国

庫に納付する旨を約すること。

四 必要最小限の範囲であること。

7. 廃棄（取り壊し）の承認要件

補助金適正化法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣が定める期間を経過する前における処分制限財産の廃棄を求める申請については、次の全ての要件を満たす場合に承認することができる。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 処分制限財産が天災その他の事由により損壊し、修復が極めて困難である場合（修復に過大な費用を要する場合を含む。）。

ロ 社会経済情勢の変化により処分制限財産を維持する必要性が乏しくなり、かつ、近い将来においてその必要性が生じる見込みが乏しいと認められること。又は、制限施設等が試験研究施設その他の施設であって、試験研究の失敗等の事由により、当該施設を維持する意義が乏しくなったと認められること。

ハ 補助事業者等の資金繰りの悪化その他の経営状況により、処分制限財産を維持管理することが困難であると認められること。

ニ 道路の拡張整備等の補助事業者等の責に帰さない事情等によるやむを得ない取り壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）であること。

ホ 老朽化により代替施設を整備する場合の取り壊し等であること。

二 処分制限財産の第三者への譲渡又は他の用途に転用することにより、当該処分制限財産を有効活用することが困難であると認められること。

8. 国庫納付額の算定方法について

一 次の二、三に該当する場合を除き、財産処分に伴う国庫納付額の算定は、

以下の方法によることとする。

- イ 補助事業者等に収入（キャッシュフロー、当該収入を得るために直接に要した諸経費を控除してもよい。以下同じ）が発生する場合には、当該収入額に補助率（定額補助金については、補助金交付額が事業額に占める割合等、その他の適切な比率。以下同じ）を乗じた金額。ただし、当該収入額が残存簿価相当額等（鑑定評価を行う場合には、残存簿価相当額と当該鑑定評価額のいずれか高い金額。以下同じ。）に比して著しく低価である場合には、残存簿価相当額等に補助率を乗じた金額。
 - ロ 補助事業者等に収入が発生しない場合（廃棄の場合を除く）には、残存簿価相当額に補助率を乗じた金額。ただし、鑑定評価を行う場合には、当該鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額を比較して高い方とする。
- 二 本規程 3 .(1) 、 3 .(3) 及び 4 .(1) に該当する財産処分についての国庫納付額は、当該財産処分に伴い補助事業者等に発生する収入額に補助率を乗じた金額とする。
- 三 担保権を設定した処分制限財産に対し当該担保権が実行された際の国庫納付額の算定は、実行時における当該財産の残存簿価に相当する金額に補助率を乗じて行うものとする。但し、補助事業者等の破綻その他のやむを得ない事情による場合には、この限りでない。

9 . 財産処分の承認等にかかる特例について

(1) 申請手続きの特例

地方公共団体が行う財産処分について、以下のいずれかに該当する事由は、上記 1 から 8 にかかわらず別紙様式 1 の財産処分報告書を大臣等に提出することによって承認されたものとみなす。（有償により財産処分を行う場合を除く。）

ただし、本報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

[1]承認とみなす事由

- 一 少子高齢化、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、地方公共団体が、国庫補助事業により取得し、又は効用の増加した処分制限財産を、使用開始の日から10年を超える期間を経過して行う財産処分であること。
- 二 使用開始の日から10年にかかわらず、災害若しくは火災により使用できなくなった処分制限財産又は立地上若しくは構造上危険な状態にある処分制限財産の取り壊し又は廃棄（以下「取り壊し等」という。）のための財産処分や、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われる財産処分であること。

[2]承認手続き

地方公共団体は、上記[1]のいずれかの事由に係る処分制限財産について財産処分を行おうとする場合には、別紙様式1の財産処分報告書を大臣等に提出する。

[3]財産の活用状況

大臣等は必要に応じて、財産処分報告書により承認とみなした財産の活用状況について地方公共団体から報告を受け、又は確認をすることができる。

(2)国庫納付額にかかる特例

地方公共団体が行う財産処分について、以下のいずれかに該当する事由は、本規程1から8にかかわらず国庫納付に関する条件を付さずに承認することができる。

[1]承認とみなす事由

- 一 上記(1)[1]により承認とみなす場合。
- 二 経過年数が使用開始の日から10年未満である処分制限財産の財産処分であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分で、大臣等が適当であると個別に認めるもの。
- 三 道路の拡張整備等の補助事業者等の責に帰さない事情等によるやむを得ない取り壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）であること。

四 老朽化により代替施設を整備する場合の取り壊し等であること。

[2] 国庫納付の条件を付して承認する場合

上記 [1] の一又は二に該当する財産処分の有償により財産処分を行う場合には、国庫に納付する条件を付して承認することとする。

(3) その他

地域再生法 (平成 1 7 年法律第 2 4 号) 第 2 3 条の規定により大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認を行うための基準に定める手続きを要しない。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

都道府県知事又は市町村長名

財産処分報告書

年度 補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・06・10会課第5号）9．（1）〔2〕に基づき報告します。

1．処分の内容

補助事業名及び交付年度

処分する財産名等

処分内容及び処分予定日

有償・無償の別

2．処分理由

3．その他参考資料

処分理由を補足する参考資料等がある場合には、その名称を記載し、添付のこと。

記載要領

1. 「処分する財産名等」欄：取得財産等管理台帳の区分に基づく（区分・財産名・規格・数量・単価・金額・取得年月日・耐用年数・保管場所・補助率）及び使用開始の日を記入する。
2. 「処分内容及び処分予定日」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）、処分先及び処分の予定日を記入する。
3. 「処分理由」欄：財産処分する理由について、9.（1）[1]との関連が明確にわかるように記入する。